

しのはらよしこ
篠原 欣子 記念財団 こども食堂応援プログラム 応募要項

社会福祉法人佐賀県共同募金会

1 趣旨

「こども食堂」はここ数年で全国的な広がりを見せ、一般的な認知も広がってきています。一方で、始まった当初の「困窮状態にある子ども」の支援に加え、さまざまな理由により生活に困難を抱える地域住民全般を対象とした支援や、地域における居場所など、その機能や役割は多様化してきています。

「こども食堂」の活動は本来的にボランティアに行われてきたものであり、活動を持続させるため、食材費や開催場所の賃料などの経常的な運営に係る費用等は、多くの場合寄付や寄贈を含めた自主財源によって賄われています。他方、「こども食堂」そのものを広めていくための啓発活動や地域における「こども食堂」のネットワークづくり、個々の「こども食堂」の経常的費用では実施が難しいイベント開催や大型備品の導入などは一時的な助成金による支援が必要とされています。

本助成では、そのような「こども食堂」で臨時的な支援が必要とされる活動を対象に助成します。

2 実施主体

社会福祉法人佐賀県共同募金会

3 助成事業の対象期間

2023年4月1日～2024年3月31日

※令和5年度内に実施された活動であれば、遡及して助成対象とします。

4 対象となる団体

- ・ こども食堂支援を行う市町社会福祉協議会、佐賀県社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設、ボランティア団体・NPO等（法人格の有無は不問）
 - ・ 団体としての活動実績が6カ月以上ある団体であること
 - ・ 団体名義の振込口座を持っていること
 - ・ 団体自らが独自の事務局を持っていること
 - ・ 特定の宗教や政治思想を広めることを目的とする団体、反社会的勢力(※)および反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと
- ※ 反社会的勢力に該当する団体とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力が助成対象事業の運営等に関与していると認められる団体をいいます。

5 助成の対象となる活動

「こども食堂」の経常的費用では実施が難しいイベント開催や大型備品の導入など、臨時的に必要な費用を対象とします。(通常時の活動に係る経費のみの申請は対象外となります)

- ・ こども食堂におけるイベント開催
- ・ こども食堂における備品導入
- ・ こども食堂のネットワーク拡大、啓発活動

- ・そのほか、現在のこども食堂での活動に加え新たに取り組む活動
- 例) ひとり親家庭を対象とした見守り支援、地域住民や学生ボランティアの参加による学習支援等の新たに取り組む活動

助成金対象経費

- ・消耗品、備品費
- ・印刷製本費
- ・通信運搬費
- ・諸謝金
- ・旅費交通費 等

助成金対象外となる経費・申請

- ・人件費
- ・通常時の活動に必要な経費（食材の購入費や賃借料等）のみの申請
※通常時の活動だけでなく、イベント開催など、新たに取り組む活動と組み合わせた申請は対象とします。
- ・当該経費の妥当性が応募趣旨にあわないもの、または応募書から当該経費の必要性が読み取れないもの
- ・ボランティア活動保険料（ボランティア行事用保険は助成対象とします）
- ・ボランティアの謝金（交通費などの実費弁償は助成対象とします）
- ・団体の維持・管理のみを目的とした経費
- ・補助金などの公的費用や他の助成金が充当される経費
- ・助成対象期間（2023年4月～2024年3月）外の活動に関する経費

6 1件あたりの助成金額

- ・1件あたりの助成金額の上限額は15万円とします。
- ・助成財源は総額45万円です。

7 助成の決定

- ・応募書に記載いただいた内容について、本応募要項の趣旨に沿っているか、緊急性がより高い応募であるか、応募書への活動内容や経費積算の記載が適切であるか、といった点を勘案し、助成枠の範囲内で優先順位を付したうえで助成決定いたします。
- ・審査の結果、選外または応募額から減額して助成金額を決定する場合があります。

8 応募方法・結果通知

(1) 応募方法

- ・別紙「応募書」を社会福祉法人佐賀県共同募金会（以下、「県共募」）にメール等にてご提出ください。

社会福祉法人佐賀県共同募金会
〒840-0815 佐賀市天神一丁目4番18号 TEL 0952-23-4996 / FAX 0952-25-2980
Mail akaihane-saga@crocus.ocn.ne.jp

- ・応募締切日 2024年2月2日(金)

(2) 提出書類

- ・団体の規約又は会則又は定款
- ・役員名簿
- ・「篠原欣子記念財団 こども食堂応援プログラム」_応募書 (Word)
- ・令和4年度事業報告書
- ・令和4年度決算資料
- ・令和5年度事業計画書
- ・令和5年度収支予算書

(3) 結果通知・助成金の送金

助成決定は2月9日(金)に通知し、決定団体に対して2月中旬に助成金の送金を予定しています。

(詳しくは決定通知送付時にお知らせいたします。)

9 助成決定後の手続き

(1) 活動内容の紹介

多くの人たちから寄せられた寄付金を原資としていますので、助成決定された場合は、その取り組みを団体のホームページやSNSなどで発信いただくようお願いいたします。

(2) 事業報告、決算報告書の提出

- ・助成金による活動が終わったら、4月19日(金)までに県共募まで活動報告書を提出してください。詳しくは決定通知送付時にお知らせいたします。
- ・なお、助成金の精算時に必要な証憑書類等の確認ができず、助成金対象経費として認められる費用が助成決定額に満たない場合は、送金済みの助成金の一部またはすべてを返還していただく場合があります。
- ・本助成金による活動の実施中に助成決定した内容から変更が出てきた際は、県共募までご相談ください。

10 応募・問い合わせ先

本助成金についてご不明の点などがありましたら、下記までご相談ください。

社会福祉法人佐賀県共同募金会

〒840-0815 佐賀市天神一丁目4番15号 TEL 0952-23-4996 / FAX 0952-25-2980

Mail akaihane-saga@crocus.ocn.ne.jp